

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三六
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 三六
- 保安林の指定をする件 三六
- 道路の区域を変更する件二件 三七
- 道路の供用を開始する件二件 三七
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三六
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三六
- 一般競争入札を行う件 三九

## 告 示

### 福島県告示第八百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十二月二十日から平成二十六年一月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第八百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、矢吹土地改良区から平成二十五年十二月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月十三日認可した。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

### 福島県告示第八百六号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（平成二十五年福島県告示第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

### 福島県告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林の所在場所  
郡山市湖南町赤津字館山四六四八
  - 二 指定の目的  
名所又は旧跡の風致の保存
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字小 林字上前田三六〇番一 地先から 同 郡同 町大字小 林字上川原三九番三地 先まで	変更前 変更後	九・五〇 四・〇〇	七五六・二 七五六・二

(道路計画課)

福島県告示第八百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道浜崎 高野会津 若松線	会津若松市高野町大字 上高野字村西一五五番 一地先から 同 市町北町大字 藤室字横道一六二番五	変更前 変更後	八・五〇 一三・五〇	二、二二〇・〇 二、二二〇・〇

地先まで

(道路計画課)

福島県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道片倉 末続停車 場線	いわき市久之浜町末続 字岩ヶ作三八番地先か ら 同 市久之浜町末続 字岩ヶ作三八番地先ま で	変更前 変更後	三・〇〇 五・〇〇	一六〇・〇 一六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道浜崎高野会津 若松線	会津若松市高野町大字上高野字村西一五五 番一地先から 同 市町北町大字藤室字横道一六二番 五地先まで	平成二十五年十二 月二〇日

福島県告示第八百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

（道路計画課）

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道折木筒木原久ノ浜線	いわき市大久町大久字矢ノ目沢六 六番三地先から 同 市大久町大久字矢ノ目沢二 番一地先まで	平成二十五年十二月二〇日

（道路計画課）

公 告

公告第三百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ファミリー・サポート・あいづ  
代表者の氏名  
川島 安紀子
- 三 主たる事務所の所在地  
福島県会津若松市馬場町二番二十四号
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県会津若松市馬場町二番二十四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、会津地区の子育て家庭に対して、子どもたちが安全に健やかに育つことが出来る環境作り、安心して子どもを産み育てられ住める街づくりを旨とし、広く公益に貢献することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十二月九日
- 二 名称  
（変更前）特定非営利活動法人パンダハウスを育てる会  
（変更後）認定特定非営利活動法人パンダハウスを育てる会
- 三 代表者の氏名  
山本 佳子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市蓬萊町八丁目十五番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、難病と闘っている子ども及びその家族を支援するため医療施設近くに設けた滞在施設であるパンダハウスの運営を充実発展させることによって、小児医療や家庭の福祉に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 土地改良区の名称  
福島市土地改良区
- 退任した役員  
住所  
役別 氏名 一夫 福島市飯坂町平野字重恩寺二八番地  
理事 平井 一夫 福島市飯坂町平野字重恩寺二八番地

（農村計画課）

**公告第395号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年12月20日

福島県知事 佐藤 雄平

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン 150台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月31日（月）
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課ほか計2か所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年1月20日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

**4 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年1月10日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年2月4日（火）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵送により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月3日（月）午後5時までに必着のこと。）

**5 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**6 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

**7 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

**8 その他**

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal computer 150units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:30 a.m., 4 February 2014
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 3 February 2014
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)